平成２５年（フ）第１９１号
香川県高松市藤塚町２丁目５番21号
破産者　有限会社サカキハラ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８４号
北九州市小倉南区城野２丁目１―39―103
破産者　株式会社ＷＯＲＫ　ＰＲＯＤＵＣＥ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８８号
青森県三戸郡三戸町大字八日町12番地
破産者　エム・ケイ商事株式会社
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９９４号
東京都調布市佐須町２丁目16番地17
破産者　有限会社神山商店
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９９５号
東京都稲城市平尾３丁目７番地の５平尾住宅68棟105号
破産者　鈴木　　守
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３７号
東京都武蔵野市境南町４丁目17番16号
破産者　有限会社ワイ・エムコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３８号
東京都武蔵野市境南町４丁目17番14号グリーンハイム202
破産者　松本　喜男
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３９号
東京都武蔵野市境南町４丁目17番14号グリーンハイム202
破産者　松本眞智子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１０５号
東京都小平市花小金井南町２丁目９番27―202号、開始決定時の住所東京都東久留米市下里５丁目９番10号
破産者　及川　和美
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０１号
神奈川県横須賀市池上２丁目14番10号
破産者　有限会社横須賀小僧寿し
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目20番１号中川ビル２Ｆ２号
破産者　有限会社津軽工務店
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３６号
岐阜市萱場南１丁目11番17号
破産者　株式会社エヌイーピイ
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５６号
愛知県一宮市北小渕字寺山南58番地
破産者　株式会社高成建設
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４０５号
愛知県安城市和泉町大海古２番地５
破産者　有限会社田辺工機
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市大門４丁目14番地14
破産者　株式会社水野業務
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
愛知県豊田市小坂本町４丁目７番地18
破産者　有限会社よこはま
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
三重県松阪市肥留町535番地１
破産者　髙木　行幸
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1321番地
破産者　有限会社小島コーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目９番36号
破産者　東洋プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９８号
広島県福山市千代田町１丁目３番１号
破産者　三機鉄工有限会社
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１５号
宮崎市大字島之内6732番地ＫＴプレイス102号
破産者　吉武左官工業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係